



奈市議第313号
令和2年8月31日

奈良市議会議長
三浦教次様

議会改革推進特別委員長
太田晃司

議会改革推進特別委員会中間報告書

本委員会で調査する事項について、下記のとおり、奈良市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告します。

記

1 調査事項
議会制度全般について

2 調査の状況

開催日	調査内容
令和2年8月31日	①作業部会の班編成について ②作業部会の状況報告について ③代表質問の時間保障の実施について ④政務活動費の適切な支出について ⑤議会のペーパーレス化の取り組みについて ⑥委員会の中間報告について

3 調査の結果（委員会における決定事項）

調査事項	調査結果
代表質問の時間保障の実施について	時間保障を実施するべきとの意見と実施するべきでないとの意見が拮抗しており、全会一致を基本とする本委員会の合意形成の方針になじまないことから、委員長預かりとしてその取扱いについては委員長に一任し、本委員会での協議状況を幹事長会で議長に報告するとともに、9月定例会については、これまでと同様に、質問方式は一括質問一括答弁方式のみとし、質問時間は答弁を含まず35分として試行を延長するべきものと決定

<p>政務活動費の適切な支出について</p>	<p>平成28年度の包括外部監査人からの意見である、政務活動費の交付方法について、ルールの特明確化について及び収支実績確認の実効性強化について、既に改善されているもの、または実施の効果が認められないものについてはこれまでどおりの運用とし、クレジットカードの使用について、本人名義のものに限ることを明確にするため、奈良市議会政務活動費執行の手引を改正すべきものと決定</p>
<p>議会のペーパーレス化の取り組みについて</p>	<p>今後の定例会及び臨時会において議案を審査する委員会で行われる資料要求による提出資料について、議案を審査する委員会が予算決算委員会の場合は分科会ごとに、特別委員会の場合は資料要求を行った委員ごとに提出資料のデータファイルを分割し、それぞれのデータファイルに名称を付して全議員に送付することにより実施すべきものと決定</p>